

第192回埼玉県都市計画審議会

平成17年2月16日午後1時30分開会

場所 浦和東武ホテル 2階天平東の間

○事務局 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまより第192回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、また大変足元が悪い中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、事前にお配りしております「配付資料一覧表」、「委員名簿」、「議案概要一覧表」、それから冊子になっておりますが、「議案書」、「議案書別添」、それから、右肩に「資料」と書いてある意見書の要旨です。それから、カラーのもので「参考資料1」、それから同じくカラーの1枚のもので「参考資料2」、それから、「参考資料3」、意見書の本体でございます。それから、本日お配りいたしました「次第」、「座席表」、「案件資料」という区画整理のものでございます。それから、右肩に「報告資料」と書いてあるガイドラインの案のもの、最後ですが、「説明資料」と書いてある1枚のもの。

以上が本日の資料でございます。不足がございましたら係の者に申し出の方をお願い申し上げます。よろしゅうございますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局 それでは、ここで委員の出席状況につきまして御報告を申し上げます。

ただいまの出席状況でございますが、19名の委員の方に御出席をいただいております。したがって、埼玉県都市計画審議会条例第5条第2項の規定による定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしましたことを御報告申し上げます。

それでは、これより審議会条例第5条第1項の規定によりまして、嶋田会長に議長になっていただき、議事の進行をお願いしたいと存じます。

では嶋田会長、よろしく願いいたします。

○議長（嶋田） 皆さん、こんにちは。本日は委員の皆様方には年度末のお忙しいところ、かつ足元の悪い中御出席をいただきましてありがとうございます。皆様の御協力をいただきまして、審議を円滑に進めてまいりたいと存じますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

まず、会議録署名委員でございますが、埼玉県都市計画審議会運営規則第5条第2項の規定により、私から指名させていただきたいと思っております。南林委員さん、長沼委員さんのお二人をお願いしたいと思います。

次に、本審議会は原則公開での審議となっておりますので、その取り扱いについて、事務局は説明を願います。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の奥沢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会の公開、非公開の取り扱いについて改めて御説明させていただきます。本審議会は、「埼玉県都市計画審議会の公開に関する取扱要綱」に基づき原則公開となっております。しかし、取り扱う情報に個人に関する情報が含まれる場合などは非公開とすることができることとなっております。また、公開、非公開の決定方法は、会長が非公開とすべきと認めるとき、又は委員からその旨の指摘があったときは会議に諮り、出席した委員の過半数をもって会議の一部または全部を非公開とすることができるという規定となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田） ただいま事務局から埼玉県都市計画審議会の公開及び非公開に関する取扱いの説明がありました。

私といたしましては、非公開にすべきと思う案件はございません。委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） それでは、御意見がございませんので、本日は公開で進めさせていただきたいと存じます。

傍聴者はおいでになるのでしょうか。それでは、入場させていただきたいと存じます。

〔傍聴者入場〕

○議長（嶋田） よろしいですか。議事に入ります前に、傍聴者に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りいたしました「傍聴要領」をよくお読みいただきまして遵守いただきたいと思います。また、「傍聴要領」に反する行為をした場合には退場させていただきます。

それでは、ただいまより第192回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日は、お手元に配付しております議第4630号「さいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」など24議案及びその他の案件について御審議をお願いする次第でございます。

それでは、まず議第4630号「さいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」及び議第4631号「さいたま都市計画区域区分の変更について」の2議案につきまして、それぞれ関連する都市計画でございますので、一括して議題に供します。

幹事は議案の説明を願います。

○幹事（都市計画課長） 議案の説明に入らせていただく前に、まず都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の位置づけについて御説明させていただきます。

なお、都市計画区域の整備、開発、保全の方針につきましては、以後「マスタープラン」と称して御説明させていただきます。

お手元の「参考資料1」を御覧いただきたいと思います。前面のスクリーンも併せて御覧ください。この図は都市計画の体系を示したものでございまして、都市計画は区域区分などの土地利用、

道路などの都市施設並びに土地区画整理事業などの市街地開発事業の三つの柱で構成されております。このマスタープランは、この図に示されておりますとおり、この三つの柱の上位の計画となるものでございます。平成12年の都市計画法の改正により、個別の都市計画はこのマスタープランに即して定められることとなりました。下の図は埼玉県都市計画区域でございます。埼玉県では、89市町村のうち、図にございますように、オレンジ色と黄色に着色された82の市町村に47の都市計画区域を指定しておりますが、このマスタープランはこの47の都市計画区域についてそれぞれ定めるものでございます。埼玉県におきましては、47都市計画区域について平成16年4月までに策定してございます。

「参考資料1」の2ページをお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧ください。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」でございますが、このマスタープランは、(1)の「都市計画の目標」、(2)の「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」、(3)の「主要な都市計画の決定の方針」、(4)の「方針図」の4項目で構成されております。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

まず、議第4630号「さいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」でございますが、議案書の6ページをお開きいただきたいと思っております。「さいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の内容につきましては、議案書別添にまとめてございます。

「2 変更の内容」ですが、主な変更点は、平成7年を基準年としてさいたま都市計画区域の将来像を定めた現在の「さいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を平成12年を基準年とした内容に変更するものでございます。

変更理由は、右側7ページの理由書の中段の「 変更の必要性」に示してございます。現在の「さいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成14年2月に旧浦和市、旧大宮市、旧与野市の都市計画区域を統合、再編した際に策定したものでございまして、平成7年を基準年として目標年次を平成17年に定めてございます。このため、基準年を5年後の平成12年に行った基礎調査の結果を反映させたものに変更するとともに、目標年次を平成22年に変更するものでございます。また、平成16年4月に、さいたま都市計画区域、本庄都市計画区域を除く45の都市計画区域について、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を策定した際に県内で統一した記述方法に決めましたので、この記述方法についても併せて変更するものでございます。

それでは内容について、主な変更点を御説明させていただきます。議案書の別添7ページをお開きいただきたいと存じます。「2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」の「(2) 区域区分の方針」でございますが、ここでは、先ほど御説明したとおり、計画の目標年次を現状の平成17年から平成22年に変更し、都市計画区域及び市街化区域に配置されるべきおおむねの人口、産業の規模の数値を変更したものでございます。

次に、23ページをお開きください。「3. 主要な都市計画の決定の方針」の「3) 主要な施設の

お聞きいただきたいと存じます。「(2) 区域区分の方針」でございますが、計画の目標年次を現状の平成17年から平成22年に変更し、都市計画区域及び市街化区域に配置されるべきおおむねの人口、産業の規模の数値をあわせて変更してございます。

次に、別添の50ページをお願いいたします。「2) 主要な施設の配置の方針」や右側51ページの「3) 主要な施設の整備目標」において、一般国道17号本庄道路について新たに記述してございます。

続きまして、議第4633号「本庄都市計画区域区分の変更について」を御説明させていただきます。議案書に戻りまして14ページをお願いいたします。今回の変更は「2. 人口フレーム」の変更でございます。変更内容は「さいたま都市計画区域区分の変更」と同様のものがございます。

以上御説明申し上げました二つの議案につきまして、平成16年11月19日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はなく、また本庄市から賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（嶋田） ただいまの幹事の説明に関しまして御意見、御質問がございましたら御発言をお願いしたいと思います。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） それでは、議第4632号及び議第4633号の2議案について一括して採決いたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定をいたします。

次に、議第4634号「川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から議第4636号「川越都市計画用途地域の変更について」までの3議案につきまして、それぞれ関連する都市計画でございますので、一括して議題に供します。

幹事は説明を願います。

○幹事（都市計画課長） 議第4634号から議第4636号までの3議案につきまして御説明させていただきます。

議案の説明に入ります前に、変更地区の概要を御説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書31ページの計画図を御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。

図面中央の赤枠で囲まれた地域が今回変更する日高市上鹿山地区でございます。当地区は、図面左上にありますJR八高線及び川越線高麗川駅から南約1.2kmになっております。当地区は民間開発により計画的な整備が図られた約27haの区域でございます。開発行為が完了したことから、工業の利便の増進及び周辺環境と調和した工業地として維持、保全するため、市街化区域に編入するものがございます。

それでは、それぞれの議案について御説明させていただきます。

まず、議第4634号「川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」でございますが、議案書18ページをお開きいただきたいと思います。変更の内容でございますが、日高市上鹿山地区を市街化区域に位置づけ、工業地としての土地利用を図っていく方針を明確にするため、「区域区分の方針」、「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」、「方針図」の3点を変更するものでございます。変更理由につきましては、右側19ページに示してございます。

次に、21ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。波線のアンダーラインが今回変更する箇所でございます。次のページの22ページ、23ページも同様でございます。

続きまして、議第4635号「川越都市計画区域区分の変更」でございますが、議案書の33ページの詳細図を御覧いただきたいと思います。赤枠で囲まれた区域が、今回、市街化区域に編入する日高市上鹿山地区でございます。

恐れ入りますが、議案書24ページにお戻りいただきたいと思います。まず、「1 区域区分」でございますが、表の備考欄でございますように、日高市上鹿山地区の27haを市街化区域に編入し、市街化区域の面積を4,081haから4,108haとするものでございます。それに伴い、市街化調整区域の面積を15,757haから15,730haとするものでございます。

その下にございます「2 人口フレーム」でございますが、本案は工業地でありますことから変更はございません。

変更理由につきましては、右側25ページに示してございます。

続きまして、議第4636号「川越都市計画用途地域の変更」につきまして御説明させていただきます。今回の川越都市計画用途地域の変更につきましては、先ほど御説明いたしました日高市上鹿山地区と川越市砂久保地区の2地区でございます。

まず、日高市上鹿山地区につきまして御説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書33ページの詳細図をお開きいただきたいと思います。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと思います。図面の赤枠で囲まれた区域が今回の市街化区域編入に伴い、新たに用途地域を指定する区域でございます。図面の下の表が変更内容でございます。今回編入する区域、面積約26.7haにつきまして、工業地として工業の利便の増進を図るため、工業専用地域を指定するものでございます。

なお、日高市では、この用途地域の変更に併せまして、周辺の自然環境及び住環境に配慮し、工業地の維持保全を図るため、地区計画を定める予定でございます。地区計画につきましては、日高市都市計画審議会において審議がなされ、日高市から知事あて同意協議が提出されております。

続きまして、川越市砂久保地区の御説明をさせていただきます。35ページの計画図をお開きいただきたいと思います。前面のスクリーンも併せて御覧ください。図面の下の表が今回の変更内容でございます。図面の中央の赤枠で囲まれた区域が変更区域でございます。本案は、図面中央上側にありますJR川越線及び東武東上線川越駅から南に約1.8kmに位置している面積約23.1haにつき

まして、用途地域を廃止するものでございます。本地区は計画的な整備の見通しが立たないことから、昭和60年11月15日に暫定逆線引き地区として、用途地域を残したまま市街化区域から市街化調整区域に編入した地区でございます。

37ページの詳細図をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧ください。図面の赤枠で囲まれた区域、面積約23.1haにつきましては、これまで第一種低層住居専用地域が指定されておりましたが、今後、市街化区域の再編入に向けて計画的な市街地整備を行う予定がなく、近年の土地利用状況を踏まえ、今後も周辺の市街化調整区域と同様の土地利用を図っていくこととし、用途地域を廃止するものでございます。

なお、用途地域を廃止した後の土地利用規制につきましては、川越市が建ぺい率など一定の建築物の形態規制を定めることとしております。

恐れ入りますが、議案書26ページにお戻りいただきたいと存じます。これは川越都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の27ページはその新旧対照表でございます、網かけの部分が用途地域の面積及びその比率が変更となる箇所でございます。

以上御説明申し上げました三つの議案につきまして、平成16年11月19日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、川越都市計画区域を構成します川越市、日高市、川島町からはそれぞれ関連する議案について賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（嶋田） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問がございましたら御発言をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） それでは、ないようでございますので、議第4634号から議第4636号までの3議案について一括して採決いたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定をいたします。

次に、議第4637号「幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から議第4640号「幸手都市計画道路の変更について」までの4議案につきまして、それぞれ関連する都市計画でございますので、一括して議題に供します。

幹事は議案の説明を願います。

○幹事（都市計画課長） 議第4637号から議第4640号までの4議案につきまして御説明させていただきます。

議案の説明に入ります前に、変更地区の概要を御説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書55ページの計画図を御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただき

いと存じます。

図面右端の赤枠で囲まれた区域が、今回変更する杉戸町杉戸深輪産業団地地区でございます。当地区は、図面左下にあります東武伊勢崎線東武動物公園駅の東側約6kmに位置し、一般国道4号バイパスが近接しております。当地区は県企業局により計画的な整備が図られた約46haの工業地でございます。開発行為が完了したことから、工業の利便の増進及び周辺環境と調和した工業団地の形成を図るため、市街化区域に編入するものでございます。

それでは、それぞれの議案につきまして御説明させていただきます。

まず、議第4637号「幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」でございますが、議案書40ページをお開きいただきたいと思います。変更の内容でございますが、杉戸深輪産業団地地区を市街化区域に位置づけ、工業地として土地利用を図っていく方針を明確にするため、「区域区分の方針」、「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」、「方針図」の3点を変更するものでございます。変更理由につきましては、右側41ページに示してございます。

次に、43ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。波線のアンダーラインが今回変更する箇所でございます。次のページの44ページ、45ページも同様でございます。

続きまして、議第4638号「幸手都市計画区域区分の変更」でございますが、議案書57ページの詳細図を御覧いただきたいと思います。赤枠で囲まれた区域が、今回、市街化区域に編入する杉戸深輪産業団地地区でございます。

恐れ入りますが、議案書46ページにお戻りいただきたいと思います。まず、「1 区域区分」でございますが、表の備考欄にございますように、杉戸深輪産業団地地区46haを市街化区域に編入し、市街化区域の面積を2,314haから2,360haとするものでございます。それに伴い、市街化調整区域の面積を11,091haから11,045haとするものでございます。

その下にございます「2 人口フレーム」や次のページの区域区分の変更理由につきましては、先ほどの川越都市計画区域区分の変更と同様でございます。

続きまして、議第4639号「幸手都市計画用途地域の変更」でございますが、議案書57ページの詳細図をお願いいたします。前面のスクリーンも併せて御覧ください。図面の赤枠で囲まれた区域が、今回の市街化区域編入に伴い、新たに用途地域を指定する区域でございます。図面の左下の表が変更内容でございます。地区北側の薄い水色の区域、面積約2.2haにつきましては、地区内就業者の福利厚生や地域住民の交流の場として地区センター等の立地を許容する地域として工業地域に、次に青色の区域、面積約43.4haにつきましては、企業の立地を誘導し、工業の利便の増進を図る地域として工業専用地域にそれぞれ指定するものでございます。

恐れ入りますが、議案書48ページにお戻りいただきたいと思います。これは幸手都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の49ページはその新旧対照表でございます。網かけの部分が用途地域の面積、比率が変更となる箇所でございます。

なお、杉戸町では、この用途地域の変更に併せまして、整備された良好な環境を維持、保全するとともに、良好な工業団地の形成を図ることを目的として地区計画を定める予定でございます。地区計画につきましては、杉戸町都市計画審議会において審議がなされ、杉戸町から知事あて同意協議が提出されております。

続きまして、議第4640号「幸手都市計画道路の変更」でございますが、議案書57ページの詳細図にお戻りいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧ください。本案は、杉戸深輪産業団地地区の円滑な交通処理を確保するため、図面に太い赤線を表示してございます都市計画道路深輪産業団地線を一般国道4号バイパスから当地区の中央部を通過する延長約1,280m、幅員16mの2車線道路として新たに定めるものでございます。

恐れ入りますが、52ページにお戻りいただきたいと存じます。これは幸手都市計画道路の変更後の内容を示したものでございます。

以上御説明申し上げました四つの議案につきまして、平成16年11月19日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、幸手都市計画区域を構成します幸手市、大和町、宮代町、栗橋町、鷲宮町、杉戸町からは、それぞれ関連する議案について賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（嶋田） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問がございましたら御発言をいただきたいと思っております。ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） それでは、議第4637号から議第4640号までの4議案につきまして一括して採決いたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、議第4641号「加須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から議第4643号「加須都市計画用途地域の変更について」までの3議案につきまして、それぞれ関連する都市計画でございますので、一括して議題に供します。

幹事は説明を願います。

○幹事（都市計画課長） 議第4641号から議第4643号までの3議案につきまして御説明させていただきます。

議案の説明に入ります前に、変更地区の概要を御説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書73ページの計画図を御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧ください。

図面中央の赤枠で囲まれた区域が、今回、変更する加須市加須下高柳北地区でございます。当地区は、図面左上にあります東武伊勢崎線加須駅の南東、約2kmに位置しております。当地区は県

企業局により計画的に整備が図られた約21haの工業地でございます。開発行為が完了したことから、工業の利便の増進及び周辺環境と調和した工業団地の形成を図るため、市街化区域に編入するものでございます。

それでは、それぞれの議案につきまして御説明させていただきます。

まず、議第4641号「加須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」でございますが、議案書60ページをお開きいただきたいと思います。変更の内容でございますが、加須市加須下高柳北地区を市街化区域に位置づけ、工業地としての土地利用を図っていく方針を明確にするため、「区域区分の方針」、「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」、「方針図」の3点を変更するものでございます。変更理由につきましては、右側61ページに示してございます。

次に、63ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。波線のアンダーラインが今回変更する箇所でございます。次の64、65ページも同様でございます。

続きまして、議第4642号「加須都市計画区域区分の変更」でございますが、議案書75ページの詳細図を御覧いただきたいと思います。赤枠で固まれた区域が今回市街化区域に編入する加須下高柳北地区でございます。

恐れ入りますが、議案書66ページにお戻りいただきたいと思います。「1 区域区分」でございますが、表の備考欄にございますように、加須下高柳北地区の21haを市街化区域に編入し、市街化区域の面積を1,090haから1,111haとするものでございます。それに伴い、市街化調整区域の面積を7,710haから7,689haとするものでございます。

その下にございます「2 人口フレーム」や次の67ページの区域区分の変更の理由につきましては、先ほどの「川越都市計画区域区分の変更」と同様でございます。

続きまして、議第4643号「加須都市計画用途地域の変更」でございますが、議案書75ページの詳細図をお開きいただきたいと思います。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと思います。図面の赤枠で囲まれた区域が、今回の市街化区域編入に伴い、新たに用途地域を指定する区域でございます。図面の左下の表が変更内容でございます。地区南側の水色の区域、面積約3.2haにつきましては、地区内就業者の福利厚生や地域住民のコミュニティの場として公共施設が予定されている地域を工業地域に、次に青色の区域、面積約18.2haにつきましては、企業の立地を誘導し、工業の利便の増進を図る地域として工業専用地域にそれぞれ用途地域を指定するものでございます。

恐れ入りますが、議案書68ページをお願いいたします。これは加須都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の69ページはその新旧対照表でございます。網かけの部分が用途地域の面積やその比率が変更となる箇所でございます。

なお、加須市では、この用途地域の変更にあわせまして、整備された良好な環境を維持、保全するとともに、良好な工業団地の形成を図ることを目的として地区計画を定める予定でございます。地区計画につきましては、加須市都市計画審議会において審議がなされ、加須市から知事あて同意

協議が提出されております。

以上御説明を申し上げました三つの議案につきまして、平成16年11月19日から2週間の縦覧に供しましたところ、議第4641号「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」に対しまして反対1通、1名の意見書が提出されました。意見書の要旨は「資料」に、意見書の写しは「参考資料3」にございます。

意見書の要旨及び対応につきまして御説明させていただきます。「資料」の最初のページ、「議第4641号に係る意見書の要旨」を御覧いただきたいと思います。要旨にございます「加須市・騎西町の人口は、平成12年に比べると、減少が続いている。しかし案では、平成22年の都市計画区域内人口及び市街化区域内人口を共に増加としているが、これは、過去の単なる数字から算出したものであり、平成15年の策定の際には、より現実に合った数字を算出し、納得いくよう県に訂正をお願いしたところである。今回の案においても、その前回の数字がそのまま使われているため、今回の変更で修正すべきである」との御意見でございますが、平成16年4月に策定いたしました「加須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の人口推計につきましては、県5か年計画と整合を図りながら、平成2年、7年、12年に実施しました国勢調査や都市計画基礎調査のデータをもとに設定してございます。

今回の変更は、工業地としての市街化区域編入でございますので、人口増となる土地利用の見込みはなく、人口推計の見直しは行わない考えでございます。

また、都市計画基礎調査の実施年の途中の段階で生じる人口との差につきましては、平成17年度に国勢調査や都市計画基礎調査を実施いたしますので、その結果に基づき、県内全都市計画区域を対象とした「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の一斉見直しに併せて内容を変更していく予定でございます。以上が提出された意見書とその対応でございます。

なお、加須都市計画区域を構成します加須市、騎西町からは、それぞれ関連する議案について賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（嶋田） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問がございましたら御発言をいただきたいと思っております。

はい、どうぞ。

○吉田芳朝委員 1点だけ、今の確認なのですけれども、この議第4641号にあるところの地域のことについては、確かに人口の見直しは今の時点ではこの計画の内容に関わってこないから今回は行わないけれども、17年の国勢調査に基づいて早急に変更するというところでよろしいのですね。

あともう1点だけなのですけれども、これは確認です。確かに今回のことについては、直接工業地域ですし、関係がないので、17年に見直すからその時点で見直せばいいという考えももっともだなと思ったのですけれども、ただこうやってこの方が意見書で細かく書いていらっしゃるように、指摘を以前にもされているようなので、もうちょっと柔軟に変更したりということは可能なのです

か。それができるのかできないのかということも教えてください。

○幹事(都市計画課長) 前のお話はそのとおりで、平成17年の基礎調査の結果をもとに、17年、12年、7年ですか、そういう基礎調査のデータをもとに推計し直しをいたします。

それから、途中の段階で柔軟に変更というようなお話ですけれども、埼玉県全体を見通しながら、それぞれの都市計画区域の人口を配置していますので、全体のそれぞれの都市計画区域の見直しと併せてやっていきたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長(嶋田) よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○竹並委員 関連ですけれども、12年に見直したやつを今何かやっているような感じですがけれども、そうすると17年に見直したものをを使うのがまた何年かタイムラグというか、18年にすぐ見直せるならタイムリーだけれども、20年過ぎて見直すような、そういう時間をかけてやらざるを得ない。もっと効率よくというか、これは言っている方がやっぱりいいことを指摘してくれていると思うので、これだけ機械化が進み、分析能力もあるし、やる気もあるのだから、こんなにずっと前に手計算でやったのと同じような時間をかけずに、やはりデータが出たら早目に集計して、それで生きた都市計画、あるいはちゃんとしたものをしていくという考えになっていっていいような気がするのですけれども、そのあたりの考え方をひとつ確認しておきたいと思います。

○幹事(都市計画課長) 次回の見直しにも、一定の時間はかかるかと思えますけれども、なるべく早く生きた数字になるように直していきたいと思えます。

それから、途中段階での推計は正式には細かい数値は全体の調整等があるので出せないかと思うのですが、それぞれの都市のそれぞれの予測値なんかは可能な範囲で検討して見直し等をお話すると、そういう努力はしていきたいと思えます。

○議長(嶋田) はい、どうぞ。

○竹並委員 全体が決まっているから中が一部見直せないというような、ちょっとそんな感じにとれたのですけれども、基礎的な土台が決まってきて全体が決まってくるという意味では、個別の積み上げがやはり原点になるのかなと。そういう意味で17年に見直すときにはやはりきちんとしたものを出して全体も見直して、なおかつ時々見直す必要が起きたときは5年単位でなくもやるような対応ができればやるべきかなと。と同時に、そういう意味でこれからの町おこしをやっていくのに全体が減りかけているときの大事なポイントになってくると思うのです。だから集計作業を、今の予定だといつまでにとすることは答えにくいかもしれませんが、少なくとも1年ぐらいのうちにはそれが生きるような体制をとって仕事を進めてほしいなと思うのです。これは要望になるかもしれませんが。

○議長(嶋田) ただいまのは要望のようです。

○幹事（都市計画課長） 努力します。

○議長（嶋田） 御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） それでは、議第4641号から議第4643号までの3議案につきまして一括して採決いたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、議第4644号「上尾都市計画用途地域の変更について」を議題に供します。

幹事は議案の説明を願います。

○幹事（都市計画課長） 議第4644号「上尾都市計画用途地域の変更」につきまして御説明させていただきます。議案書は78ページから80ページ、図面は81ページ及び83ページでございます。

恐れ入りますが、81ページの計画図をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧ください。図面の左上の表が今回の変更内容でございます。図面の中央の赤枠で囲まれた区域が変更区域でございます。

本案は、図面中央やや左下にあります埼玉新都市交通伊奈線羽貫駅から北東に約500m、県道上尾久喜線及び都市計画道路伊奈東線等の交差部に位置する面積約3.9haにつきまして、現在、中高層住宅の形成を誘導する地域として容積率150%、建ぺい率60%の第一種中高層住居専用地域を指定しておりますが、伊奈町の総合振興計画において、この地域に周辺環境に配慮した魅力ある商業核を整備することが新たに位置づけられましたことから、土地区画整理事業の進捗に併せまして今回用途地域を変更するものでございます。

83ページの詳細図をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。図面の赤く囲まれた区域、面積約3.9haにつきましては、店舗等の生活利便施設の立地を許容する地域として第二種住居地域に用途地域を変更するものでございます。このうち容積率及び建ぺい率につきましては、前面のスクリーンにおいて、現在点滅している区域については引き続き周辺居住環境との調和を図るため、従前と同様に容積率を150%、建ぺい率60%とし、県道上尾久喜線沿いの約0.3haにつきましては、前面のスクリーンにおいて現在点滅している区域ですが、既に沿道に指定されている第二種住居地域に併せまして容積率を200%、建ぺい率を60%とするものです。

恐れ入りますが、議案書78ページにお戻りいただきたいと思えます。これは上尾都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。

右側の79ページはその新旧対照表でございまして、網かけの部分が用途地域の面積及び、比率が変更となる箇所でございます。

次に、議案書80ページをお開きいただきたいと存じます。これは上尾都市計画用途地域の変更の理由を示したものでございます。下段の「 関連する都市計画」を御覧ください。今回、用途地域の変更に伴って、伊奈町では良好な商業環境の形成を図ることや周辺環境に入することを目的としてパチンコ店やカラオケボックスなどの建築物の用途を制限し、建築物の最高高さの制限、壁面の位置の制限などを行う内容へ地区計画を変更する予定でございます。地区計画につきましては、伊奈町都市計画審議会において審議がなされ、伊奈町から知事あて同意協議が提出されております。

本用途地域の変更案につきましては、平成16年12月14日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、伊奈町から賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（嶋田） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問がございましたら御発言をいただきたいと思っております。よろしいですか。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） それでは、議第4644号の議案について採決いたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定をいたします。

次に、議第4645号「岩槻都市計画用途地域の変更について」を議題に供します。

幹事は議案の説明を願います。

○幹事（都市計画課長） 議第4645号「岩槻都市計画用途地域の変更」につきまして御説明させていただきます。議案書は86ページから89ページ、図面は91ページ及び93ページでございます。

恐れ入りますが、91ページの計画図をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。図面の左下の表が今回の変更内容でございます。図面の中央上の赤枠で囲まれた区域が変更区域でございます。本案は図面中央にあります埼玉高速鉄道浦和美園駅から北東に約800mに位置しております独立行政法人都市再生機構施行の岩槻南部新和西土地区画整理事業区域の全域約73.8haにつきまして、現在、第一種低層住居専用地域を指定しておりますが、土地区画整理事業の進捗に伴い、将来の土地利用に合わせた用途地域に変更するものでございます。

前面のスクリーンを御覧いただきたいと存じます。本地区と浦和美園駅に囲まれた区域は、現在、独立行政法人都市再生機構が施行しております、さいたま市の浦和東部第二土地区画整理事業区域でございます。この土地区画整理事業区域は、事業の進捗に伴い、平成15年12月にさいたま市が用途地域の変更をしております。今回、岩槻南部新和西地区につきましても、隣接する浦和東部第二地区と整合を図り、用途地域を変更しようとするものでございます。

93ページの詳細図をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。この詳細図につきましては、北が少し左に傾いた位置になっておりましてちょっと

見づらいのですが、浦和美園駅が図面の下側にございます。

それでは、用途地域について御説明させていただきます。まず、図面の黄緑色の区域、面積約39.6haにつきましては、中高層住宅や戸建て住宅を誘導し、良好な住宅地の形成を図る地域として第一種中高層住居専用地域に、次に図面上側の県道蒲生岩槻線の沿道の黄色の区域、面積約6haにつきましては、既存の業務施設などを許容しつつ、住居の環境を保護する地域として第一種住居地域に、次に都市計画道路南部中央通り線と一級河川綾瀬川に囲まれた図面下側2カ所の肌色の区域、面積約4.8haにつきましては、商業施設、公益施設、中高層住宅など複合的な建築物の立地を誘導する地域として第二種住居専用地域に、次に都市計画道路南部中央通り線、釣上東西線及び新浦和越谷線沿道のオレンジ色の区域、面積約21.7haにつきましては、幹線道路の交通利便性を生かした沿道型の商業・業務施設などの立地を許容しつつ、住居の環境を保護する地域として準住居地域に、次の図面左端の紫色の区域、面積約1.7haにつきましては、土地区画整理事業に伴い移転が必要となる地区内の工場などを集約する地域として準工業地域にそれぞれ用途地域を変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案書86ページにお戻りいただきたいと存じます。これは岩槻都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。

右側の87ページはその新旧対照表でございまして、網かけの部分が用途地域の面積、比率が変更となる箇所でございます。

次に、議案書89ページをお開きいただきたいと存じます。これは岩槻都市計画用途地域の変更の理由を示したものでございます。下段の「 関連する都市計画」を御覧いただきたいと存じます。今回の変更併せて市街地の不燃化を図ることを目的として地区全体に準防火地域を、さらに土地区画整理事業の効果を維持しつつ良好な居住環境の形成、保全することを目的として地区計画をそれぞれ岩槻市が定める予定でございます。これら準防火地域及び地区計画につきましては、岩槻市都市計画審議会において審議がなされ、岩槻市から知事あて同意協議が提出されております。

本用途地域の変更案につきましては、平成16年12月7日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、岩槻市からは賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（嶋田） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問がございましたら御発言をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） それでは、議第4645号の議案につきまして採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定をいたします。

次に、議第4646号「蓮田都市計画用途地域の変更について」を議題に供します。

幹事は議案の説明を願います。

○幹事（都市計画課長） 議第4646号「蓮田都市計画用途地域の変更」につきまして御説明させていただきます。議案書は96ページから98ページ、図面は99ページ及び101ページでございます。

恐れ入りますが、99ページの計画図をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧ください。図面の左上の表が今回の変更内容でございます。図面中央よりやや上の赤枠で囲まれた区域が変更区域でございます。本案は、図面左下にあります「R宇都宮線蓮田駅の北側約1.6kmに位置している赤枠で囲まれた区域、面積約0.5haにつきまして用途地域を変更するものでございます。

101ページの詳細図をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。図面中央の赤枠で囲まれた区域、面積約0.5haにつきましては、専門学校等を想定する区域として第一種住居地域を指定しておりますが、昨今の少子化などによりその必要性がなくなっており、周辺の良い戸建て住宅と同様の土地利用を図るため、用途地域を第一種低層住居専用地域に変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案書96ページにお戻りいただきたいと存じます。これは蓮田都市計画用途地域の変更後の内容を示したもので、右側の97ページはその新旧対照表でございます。

次に、議案書98ページをお開きいただきたいと存じます。これは蓮田都市計画用途地域の変更の理由を示したものでございます。下段の「 関連する都市計画」を御覧いただきたいと存じます。今回の変更と併せまして、周辺の良い居住環境に合った低層住宅地としての土地利用を誘導するため、蓮田市が地区計画を変更する予定でございます。地区計画につきましては、蓮田市都市計画審議会において審議がなされ、蓮田市から知事あて同意協議が提出されております。

本用途地域の変更案につきましては、平成16年11月5日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、蓮田市から賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（嶋田） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問がございましたら御発言をいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○竹並委員 今までは200/60が80/50に建ぺい率、容積率が変わるようですけれども、普通は今まで建てられる面積、容積が減るのに対しては若干使い勝手が悪いというふうな方も増えるのかと思うのですが、ここに住んでいる人たちは持ち主というのは限られているのですか。

○幹事（都市計画課長） ここは団地として造成したところですが、この区画は専門学校とか幼稚園とか、そういうのを想定したところで、幼稚園等を経営する方が所有者になっていますが、そういう見通しが立たなくなってきたということで周辺の住宅地と同様の住宅を建てていきたいと

いう御本人の意向もありまして、周辺もそういう事情を承知してまして、現在、地区計画でもそういう特別なものしかできないというふうになっているのですけれども、それを周辺と同じような計画に変更するとか、そういう地元との話もできまして、周辺と同じような低層住宅地で開発をされるということになっているようです。

○竹並委員 わかりました。

○議長（嶋田） よろしいですか。

他にございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） それでは、議第4646号の議案につきまして採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定をいたします。

次に、議第4647号「東松山都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事は議案の説明を願います。

○幹事（都市計画課長） 議第4647号「東松山都市計画道路の変更」につきまして御説明させていただきます。議案書は103ページから106ページ、図面は107ページと109ページでございます。

恐れ入りますが、107ページの図面をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧ください。図面の中央にございます東武東上線東松山駅東口は、1日当たりの利用者が約32,000人、路線バスの発着台数が約500台と多いにもかかわらず駅前広場が整備されていないため、歩行者、自動車が錯綜し、駅を訪れる自動車により、周辺道路においても交通渋滞が生じている状況でございます。このため道路と鉄道駅との交通結節機能の充実と東松山市の玄関口にふさわしい駅前空間の整備を図るため、図面に赤色で表示してございます都市計画道路第一小学校通線の一部として、面積約5,700㎡の駅前広場を新たに設けるものでございます。

109ページの詳細図をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。図面の赤色の部分が今回定める駅前広場の区域でございます。併せて第一小学校通線の車線の数も2車線と定めるものでございます。

恐れ入りますが、104ページを御覧いただきたいと存じます。今回、変更する都市計画道路の内容を示してございます。右側の105ページはその新旧対照表でございまして、網かけの部分に変更する箇所でございます。

本案につきましては、平成16年11月16日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、東松山市から賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（嶋田） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問がございましたら御発言をお願いし

ます。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） それでは、議第4647号の議案につきまして採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定をいたします。

次に、議第4648号「川口都市計画都市計画再開発方針の変更について」を議題に供します。

幹事は議案の説明を願います。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課長の犬塚です。よろしくお願いいいたします。座って御説明させていただきます。

議第4648号から議第4650号につきましては、「都市再開発の方針」の変更についてでございます。

初めに、「都市再開発の方針」について御説明申し上げます。「参考資料2」と併せて前方のスクリーンを御覧ください。

「都市再開発の方針」とは、都市再開発法に基づき、人口集中の特に著しい政令で定める大都市を含む都市計画区域等の市街化区域において計画的な再開発が必要な市街地について定めなければならないこととされております。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して策定されるものでありまして、個別の都市計画の上位に位置する都市計画でございます。「都市再開発の方針」は、昭和54年12月の都市計画中央審議会から公的部門及び民間部門による再開発を計画的、総合的に実施するための指針となる計画制度の確立が必要との答申を受けまして、昭和55年の都市再開発法等の改正により制度化されました。

本県では、昭和63年に旧浦和市、旧大宮市、川口市におきまして、「旧市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」の中で定められました。

スクリーンを御覧ください。平成12年5月の都市計画法の改正により、「旧市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」が拡充され、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と改正するに当たりまして、「都市再開発の方針」は「旧市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」の一部として記述されておりましたが、独立した都市計画として定めることになりました。

「都市再開発の方針」の再開発とは、市街地再開発事業に限らず、土地区画整理事業などの市街地開発事業や優良建築物等整備事業などの制度要綱に基づく面的事業のほか、地区計画制度を含むものです。また、「都市再開発の方針」は、市街地の再開発の基本的方向を明らかにし、再開発の積極的な推進を図ること、民間のさまざまな建築活動を再開発に誘導することを目的としたものでございます。このことから、「都市再開発の方針」決定は直ちに土地、建物の権利等を規制するものではなく、具体的な事業計画が決定された時点でそれらの事業制度に基づき規制が行われること

になります。

スクリーンを御覧ください。現在市街化区域を有する41都市計画区域のうち10都市計画区域で「都市再開発の方針」が決定されており、今回は川口、さいたま、春日部の3都市計画区域について見直しを行うものでございます。

スクリーンを御覧ください。「都市再開発の方針」は、都市再開発法第2条の3の規定に基づき、定めることとなります。人口の集中が特に著しい大都市として都市再開発法施行令第1条の3で定められている都市は、本件では川口市とさいたま市となります。これらの都市では、1号市街地と再開発促進地区、いわゆる2号地区を定めます。また、再開発促進地区に至らないものの、1号市街地の整備の方針の実現を図る上で再開発を行うことが望ましく、効果が期待できる地区として要整備地区などを任意で定めることができます。

1号市街地とは、計画的な再開発が必要な市街地であり、再開発の目標並びに都市の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能更新に関する方針を定めるものでありまして、市街化区域の中において広域的に指定されます。

再開発促進地区2号地区とは、1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区であり、当該地区の整備または開発の計画の概要を定めるものでございます。

スクリーンを御覧ください。春日部市では2項地区のみを定めます。2項地区とは、先ほど御説明いたしました再開発促進地区（2号地区）と同様に、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区であり、当該地区の整備または開発の計画の概要を定めるものでございます。

それでは、議第4648号「川口都市計画都市再開発方針の変更について」御説明いたします。これは埼玉県が定める都市計画でございます。議案書は111ページから140ページでございます。

変更の理由は、議案書112ページにもございますように、前回内容を見直しました平成10年から6年を経過し、埼玉高速鉄道の川口元郷駅開設やビール工場跡地の土地利用転換など、社会情勢の変化に合わせ、法律改正後の都市再開発の方針に即して実効性のあるものとするため変更を行うものでございます。

議案書129ページと併せてスクリーンを御覧ください。計画的な再開発が必要とされる1号市街地は4地区ございます。商業業務機能の改善と集積立地の促進を目標とした川口駅・西川口駅周辺地区、川口元郷駅周辺の総合的、一体的整備を推進する元郷領家地区、都市の防災性向上など、既存市街地の合理的再編や住環境の向上を目標とする蕨駅周辺地区、県内産業の活性化支援と映像の発信拠点となる質の高い市街地形成を目指すS K I Pシティ周辺地区となります。

1号市街地は、見直しにより約45ha増加して総面積約1,100haでございまして、市街化区域の約22.7%となります。

次に、1号市街地のうち特に再開発を発信すべき地区（2号地区）は10地区ございます。川口駅東口地区、本町・金山町地区、川口駅西口地区、西川口駅周辺地区、栄町・青木地区、本町・元郷地区、芝地区、芝新町地区、芝富士地区、SKIPシティ地区となります。このうち栄町・青木地区、芝富士地区は新たに指定するものでございます。

2号地区は約64ha増加し、総面積約493haでございます。1号市街地の約44.8%となります。

議案書131ページと併せてスクリーンを御覧ください。代表的な2号地区として川口駅東口地区を御説明いたします。スクリーン上の青が鉄道、茶色が主要道路でございます。スクリーン上の赤い部分が2号地区の区域となります。面積は約83haでございます。当地区は、川口駅の表玄関としてふさわしい魅力ある商業業務機能の充実を図り、中心地区としての評価を図るものでございます。市街地再開発事業2地区、優良建築物等整備事業などの再開発が施行中で、今回の変更ではビール工場跡地周辺地区が追加されております。

本案につきましては、平成16年11月1日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

なお、本案件につきましては、川口市都市計画審議会においても賛成の意見であり、川口市から賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（嶋田） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問がございましたら御発言をいただきたいと思っております。よろしいですか。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） それでは、議第4648号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定をいたします。

次に、議第4649号「さいたま都市計画都市再開発方針の変更について」を議題に供します。

幹事は議案の説明を願います。

○幹事（市街地整備課長） 続きます。議第4649号「さいたま都市計画都市再開発方針の変更について」御説明いたします。これは埼玉県が定める都市計画でございます。議案書は141ページから167ページでございます。

変更の理由は、議案書142ページにもございますように、旧浦和市、旧大宮市、旧与野市の合併により地域の変更がありました。また、「都市再開発の方針」は、旧浦和市域、旧大宮市域においては昭和63年、旧与野市域においては平成5年に決定されておりました。それ以後大きな見直しはなされておらず、この間の社会経済情勢の変化を的確にとらえ、既成市街地の再開発を計画的に進める上で、法律改正後の都市再開発の方針に即して変更を行うものでございます。

議案書157ページと併せてスクリーンを御覧ください。計画的な再開発が必要とされる1号市街

地は5地区ございます。市の副都心として位置づけていく北部拠点宮原地区を中心に都市基盤整備を進めることを目標とした大宮北部地区、地域に残る歴史的、文化的資源と調和した都市機能の集積により、交通、経済の中心地にふさわしい拠点の形成を図る大宮・さいたま新都心周辺地区、埼玉県の行政の中心地としての機能の強化を図る浦和地区、市の副都心として位置づけている武蔵浦和地区を中心として都市機能の集積と都市居住の実現を図る浦和南部地区、周辺環境に配慮し、必要に応じて用途の適正な配置を行った上で商業サービスの施設の集積を図る埼京線沿線・新大宮バイパス沿線地区となります。1号市街地は、見直しにより約300haが増加して総面積約4,521haでございます。市街化区域の約43.2%となります。

次に、再開発を促進すべき地区は8地区でございます。日進工専地区、北部拠点宮原地区、大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区、北浦和駅周辺地区、浦和駅周辺地区、武蔵浦和駅周辺地区、南浦和駅周辺地区、南与野駅西口地区となります。2号地区の総面積は約460haでございます。1号市街地の約10.2%となります。また、さいたま市においては任意に選定した地区がございます。歴史的、文化的資源を有する地区を良好な都市環境や都市景観の保全、再生と、これらを生かした個性と魅力ある都市空間の形成を図るために、盆栽町周辺地区、大宮公園・氷川神社周辺地区など5地区を地域資源活用地区として位置づけております。さらに、1号市街地のうち特に再開発を行うことが望ましく、住民と一体となったまちづくりを図ることを目的として日進駅周辺地区など7地区を要整備地区として位置づけております。

議案書161ページと併せてスクリーンを御覧ください。代表的な2号地区として、大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区を御説明いたします。スクリーン上の青が鉄道、茶色が主要な道路です。おおむね国道17号と中山道で囲まれ、駅で言いますと大宮駅、さいたま新都心駅、与野駅周辺でございます。赤い部分が2号地区の区域となります。面積は約262haでございます。当地区は、広域交通を生かした商業、業務機能と広域行政機能との連携の強化や都市空間の融合により、一体的で魅力と風格のある都心の形成を図るものでございます。

本案につきましては、平成16年11月19日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、県あて1通1名の方から反対の意見書の提出がございました。意見書の写しは、「参考資料3」の3枚目でございます。

「資料」の3枚目に意見書の要旨がまとめてございますので、御説明申し上げます。意見書提出者は、大宮駅東口地区に土地、建物を所有しておられる方です。自分が所有する土地、建物については、既に開発済みのため、いかなる計画からも除外してもらいたいとの御意見でございます。

「都市再開発の方針」は、既成市街地において本来望むべき都市機能、防災性、環境などを鑑みたまちづくりの方針と概要を示したもので、個々の土地、建物の規制を行うものではございません。また、今後進められるまちづくりにあたりましては、住民の方々と十分に話し合いながら多様な整備手法を検討していくこととなります。

以上が意見書の要旨とそれに対する考え方でございます。

さいたま市におきましては、当該地を含む大宮駅東口地区において、地元の方々を主体としたまちづくり活動が行われてはいるものの、まだ事業の具体化には至っていないことから、都市環境の改善等を総合的に誘導する必要性について、周辺住民の方々に御理解、御協力が得られるよう引き続き努力してまいるとのことでございます。県といたしましても、都市再開発の方針の本意が住民の皆様へ御理解いただけるよう努力してまいります。

なお、本案件につきましては、さいたま市都市計画審議会においても賛成の意見であり、さいたま市から賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（嶋田） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問がございましたら御発言をいただきたいと思っております。

はい、どうぞ。

○吉田芳朝委員 今回の意見書というか、これに限ったことではないのですけれども、今回こういった形のもので出ましたけれども、あくまでも今回この議案は、今お話がありましたけれども、全体的なことの部分で個別具体的な区画整理の話ではないと思っております。ただ、この意見を述べている方はそのことを多分今後のことで心配なさっていると思うのですが、いずれにしても今回の議案にはあなたの御心配のことはまだ関係ないんですよということをはっきり申し上げて、意見書を出すところが違ってるんじゃないですかというか、要は何でもこういった意見書は受け入れるのですか。こういった議案に対してはこの意見書というのはふさわしくないという言い方も変ですけども、食い違ってないというか、要は意見書というのは今後ともこういった全く意図がずれているものでも言われれば受け入れるということなのか。私も今ちょっと言い方がまずかったら申しわけないのですけれども、要は内容的にこれはちょっとふさわしくないのではないかと思ったのですけれども、その辺、意見書を出さないでくださいということは言えないということなのか。

○幹事（市街地整備課長） まず、1点目の御質問にお答えいたします。

今回意見書を出された方につきましては、さいたま市の方から事前に御説明がされております。

それと2点目につきましては、意見書の内容を審査するのはあくまでも都市計画審議会ということが前提となりますので、県としてもよほどその意見にかかわらないというような意見の内容である場合についてはそれなりの選択というものも可能かと思っておりますけれども、その意見書の内容につきましては都市計画審議会の中で審査していただくというのが基本的な考え方となります。

○議長（嶋田） よろしいですか。

○吉田芳朝委員 はい。

○議長（嶋田） 他にございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） それでは、議第4649号の議案について採決いたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定をいたします。

次に、議第4650号「春日部都市計画都市計画再開発方針の変更について」を議題に供します。

幹事は議案の説明を願います。

○幹事（市街地整備課長） 続きまして、議第4650号「春日部都市計画都市再開発方針の変更について」御説明いたします。これも埼玉県が定める都市計画でございます。議案書は169ページから185ページでございます。

変更の理由は、議案書170ページにもございますように、平成11年の策定以来、見直しがなされておらず、その間の社会経済情勢の変化を的確にとらえ、既成市街地の再構築を計画的に進めていく上で、法律改正後の「都市再開発の方針」に即して変更を行うものでございます。

議案書179ページと併せてスクリーンを御覧ください。特に再開発を促進すべき地区（2項地区）は4地区でございます。商業業務の集積と利便性の向上を目指し、春日部駅周辺の一体的土地基盤整備を図る春日部駅東口周辺地区、春日部駅西口周辺地区、駅周辺の商業機能の充実と防災・居住環境の向上を図る一ノ割駅前地区、武里駅前地区となります。

2項地区の主な変更の内容といたしましては、豊春駅周辺地区について合意形成が進んでいないとの理由で地区除外を行ったことなどにより約13haの減となりましたが、総面積は155haでございます。議案書181ページと併せてスクリーンを御覧ください。代表地区として春日部駅東口周辺地区を御説明いたします。スクリーン上の青が鉄道、茶色が主要な道路でございます。スクリーン上の赤い部分が2項地区の区域となります。面積は48haでございます。当地区は、都市基盤整備の促進、歴史的資源の保全と潤いとにぎわいのある町並みの形成、活性化を促進し、回遊性のある中心市街地の形成、活性化に資する整備を図るとしております。現在1カ所、「粕壁三丁目A街区市街地再開発事業」が都市計画決定されております。

本案につきまして、平成16年11月19日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、県あて1通1名の方から反対の意見書の提出がございました。意見書の写しは、「参考資料3」の4枚目から6枚目にございます。

「資料」の3枚目に意見書の要旨がまとめてございますので、御説明申し上げます。意見書提出者は、「粕壁三丁目A街区市街地再開発事業」の隣接地のマンションにお住まいの方です。春日部駅東口地区全体再開発には、まちの活性化や安全な生活空間の確保などの観点から計画の必要性があると判断するが、「粕壁三丁目A街区市街地再開発事業」については周辺住民に十分な説明もなく、さまざまな環境悪化が予想されるので反対するとの御意見でございますが、「都市再開発の方針」は、既成市街地において本来望むべき都市機能、防災性、環境などを鑑みたまちづくりの方針と概要を示したものでございます。また、「粕壁三丁目A街区市街地再開発事業」につきましては、

平成8年3月1日に都市計画決定がなされておりまして、現在、計画の見直し作業を行っております。春日部市におきましては、当該再開発事業の素案がまとまり次第、計画の内容について、関係権利者はもとより、周辺住民の方々との十分な話し合いを行い、合意形成に努め、地域の皆様方の御理解を得られるよう努力してまいるとのことでございます。県といたしましても、事業が円滑に進められますよう、春日部市に対しまして適時適切な助言をしてまいります。

なお、本件につきましては、春日部市都市計画審議会においても賛成の意見であり、春日部市から賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（嶋田） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問がございましたら御発言をいただきたいと思っております。

どうぞ。

○竹並委員 基本的なことになるかと思うのですが、さっきの2号地区と2項地区というのを素人にわかりやすく説明するとどこに違いがあるのか。

○幹事（市街地整備課長） 2号地区というのは、法律で言いますと1項2号という形の位置づけになっております。2号地区といたしましては、先ほど政令で定められている人口が急増している大都市でございますけれども、それは本県の中ではさいたま市と川口市に限定されております。それ以外の都市計画区域については2項地区という形で、内容的には同じでございますけれども、定めるような形になっております。

以上です。

○議長（嶋田） よろしいでしょうか。

○竹並委員 はい。

○議長（嶋田） 他にございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） それでは、議第4650号の議案につきまして採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定をいたします。

次に、議第4651号「毛呂山・越生都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

幹事は議案の説明を願います。

○幹事（参事兼建築指導課長） 建築指導課長の市川でございます。よろしくお願いたします。

議第4651号「毛呂山・越生都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明申し上げます。議案書につきましては188ページ、図面は189ページから191ページでございます。

本件は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づきます産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関するものでございます。内容といたしましては、比企郡鳩山町大字奥田字鳥居前501-1、501-4の土地に、主に解体工事の現場から発生します、がれき類の破碎処理を行う産業廃棄物処理施設を設置しようとするものでございます。

189ページの図面を御覧いただきたいと思います。併せて正面のスクリーンの方もよろしくお願いをしたいと思います。申請地は、図面右上の赤く塗りつぶしたところでございます。図面の上の方から下の方へ茶色で塗ってありますのが県道東松山越生線でございます、その道路に面する場所に位置しております。区域といたしましては市街化調整区域でございます、敷地面積は4,382.3㎡でございます。申請地周辺の土地利用といたしましては、東側の県道東松山越生線を挟みまして農地が広がっております。ほかの三方につきましては山林となっているところでございます。申請地は、農業振興地域や県の自然環境保全地域などの地区からは外れております。そのことから都市計画上支障がないと考えております。

次に、191ページの図面を御覧いただきたいと思います。併せて正面のスクリーンの方もよろしくお願います。赤い線で囲われております部分が今回の申請敷地で、緑色で塗られている部分が緑地となっております。また、青色で囲われている部分、計画建物でございます、黄色で塗られている部分、これが破碎施設となっております。

なお、施設の概要は、処理能力が日量528トンのがれき類の破碎施設で、施設の大半は環境対策として建屋内に入る計画となっております。

本件の計画につきましては、鳩山町に都市計画上の意見を求めましたところ、支障ない旨の回答を得ております。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、通称「廃掃法」と言っておりますけれども、所管しております県の環境防災部からも廃掃法上支障がないという意見をいただいております。この敷地の位置につきまして都市計画上支障がないか御審議くださるようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（嶋田） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問がございましたら御発言をいただきたいと思ひます。よろしいですか。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） それでは、議第4651号の議案について採決をいたします。

本案について都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） 御異議ないものと認めまして、本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。

次に、議第4652号「本庄都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議

題に供します。

幹事は議案の説明を願います。

○幹事（参事兼建築指導課長） それでは、議第4652号「本庄都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明申し上げます。議案書は194ページ、図面は195ページから197ページでございます。

本件は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づきます産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関するものでございます。内容といたしましては、本庄市大字新井字川原800番の一部ほか6筆の土地に、主に工場や建設現場から発生いたします、廃プラスチック類、木くず類、がれき類の破碎処理を行う産業廃棄物処理施設を設置しようとするものでございます。

195ページの図面を御覧いただきたいと思えます。併せて正面のスクリーンの方もお願いをしたいと思えます。申請地は図面上、上の方にあります赤く塗りつぶしたところでございます。本庄利根工業団地に近接しております。図面の下の方から斜めの上に紫色に塗ってありますのが国道462号でございます。同じく図面の左側から右側に紫色で塗ってありますのが国道17号でございます。区域といたしましては市街化調整区域でございます。敷地面積は4,360.42㎡でございます。申請地周辺は、工場や広域組合のし尿処理施設が立地しております市の総合振興計画基本構想におきまして工業ゾーンという形で位置づけられておりますことから、都市計画上は支障がないものと考えております。

次に、197ページの図面を御覧いただきたいと思えます。併せまして正面のスクリーンの方もお願いしたいと思えます。赤色で囲われている部分が今回の申請敷地で、緑色に塗られております部分が緑地となっております。また、青色で囲われている部分が計画の建物になります。黄色で塗られている部分が破碎施設となっております。

なお、施設の概要は、処理能力が廃プラスチック類の破碎を日量5.57トンまたは木くず類の破碎を日量7.8トン、または、がれき類の破碎を日量64.14トン进行处理する破碎施設で、環境対策といたしまして建屋内に入る計画となっております。

本計画につきましては、本庄市に都市計画上の意見を求めましたところ、支障がないという旨の回答を得ております。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、通称「廃掃法」でございますけれども、所管しております県の環境防災部からも廃掃法上支障がないという旨の回答を得ているところでございます。この敷地につきまして都市計画上支障がないか御審議くださるようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（嶋田） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問がございましたら御発言をいただきたいと思えます。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） ないようでございます。それでは、議第4652号の議案について採決をいたします。
本案について都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） 御異議ないものと認めまして、本案は都市計画上支障がないと認めることにいたします。

次に、議第4653号「北川辺都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

幹事は議案の説明を願います。

○幹事（参事兼建築指導課長） それでは、議第4653号「北川辺都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明申し上げます。議案書は200ページ、図面は201ページから203ページでございます。

本件は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づきます産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関するものでございます。内容といたしましては、北埼玉郡北川辺町大字栄字六軒408番1ほか12筆の土地に、主に建設現場や工場から発生します、がれき類、廃プラスチック類及び木くず類の破碎処理を行う産業廃棄物処理施設を設置しようとするものでございます。

201ページの図面を御覧いただきたいと思えます。併せてスクリーンの方もよろしくお願いをします。申請地は図面右手にございます赤く塗りつぶしましたところでございます。六軒工業団地内に位置しております。図面左側の下から上に茶色で塗ってありますのが県道古河加須線でございます。図面下の水色で塗ってあります利根川を渡る橋、埼玉大橋でございます。その埼玉大橋から約2.5kmほど下流に位置しております。区域といたしましては市街化区域と市街化調整区域との区域区分が定められておりません区域、いわゆる未線引き都市計画区域の用途地域の指定のない地域でございます。敷地面積は5,946.48㎡でございます。申請地周辺は工業団地として利用されております。町の総合振興計画の土地利用構想において工業地区の位置づけがなされているところから都市計画上支障がないというふうに考えております。

次に、203ページの図面を御覧いただきたいと思えます。併せてスクリーンの方もお願いを申し上げます。赤色に塗られております部分が今回の申請敷地で、緑色で塗られている部分が緑地となっております。また、青色で囲われている部分、計画建物でございます。黄色で塗られている部分が破碎施設になります。

なお、施設の概要でございますけれども、処理能力は、がれき類の破碎を日量175.2トン、または廃プラスチック類の破碎を日量156トン、または木くず類の破碎を日量168トン処理する破碎機を2基設置する施設で、環境対策上、建屋内にすべて入れる計画になっております。

本計画につきましては、北川辺町に都市計画上の意見を求めましたところ、やむを得ないという旨の回答を得ております。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、通称「廃掃法」を所管する

県環境防災部からも廃掃法上支障がない旨の回答を得ているところでございます。この敷地の位置について都市計画上支障がないか御審議くださるようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（嶋田） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問がございましたら御発言をいただきたいと思ひます。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） それでは、議第4653号の議案について採決をいたします。

本案について都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） わかりました。それでは、御異議がございませんということでございますので、本案は都市計画上支障がないと認めることにいたします。

それでは次に、その他の案件といたしまして、「さいたま都市計画事業指扇土地区画整理事業の事業計画に係る意見書の口頭陳述について」を議題に供します。

幹事及びさいたま市は、意見の内容及び口頭陳述の対応についての説明を願ひます。

○幹事（市街地整備課長） 別冊になっております「その他の案件資料」をお開き願ひたいと思ひます。「さいたま都市計画事業指扇土地区画整理事業の事業計画に係る意見書の口頭陳述について」御説明申し上げます。本件につきましては、施行者であるさいたま市が事業計画案を縦覧いたしましたところ、意見書が提出され、土地区画整理法の規定に基づき、さいたま市長より埼玉県都市計画審議会に意見書が付議されたところでございます。しかし、その中に口頭で意見陳述をしたい旨の意見書が提出されましたことから、その実施方法についてあらかじめ御審議をいただくものでございます。

意見書の取り扱いにつきまして御説明申し上げます。お手元の「その他の案件資料」の2ページと併せ前方のスクリーンを御覧ください。

政令指定都市であるさいたま市が施行する土地区画整理事業の事業計画を定めようとする場合は、まず、さいたま市は事業計画案を2週間公衆の縦覧に供します。利害関係者は、事業計画案の内容について意見がある場合、さいたま市長あてに意見書を提出することができます。さいたま市長は、利害関係者から意見書が提出された場合、この意見書を埼玉県都市計画審議会に付議し、内容を御審議いただくこととなります。都市計画審議会におきまして、意見書に係る意見を採択すべきであると議決された場合におきましては、さいたま市長は自ら事業計画に必要な修正を加え、再度縦覧の手続を行うこととなります。また、採択すべきでないとして議決された場合におきましては、さいたま市長はその旨を意見書提出者に通知することとなります。

意見書の内容審査につきましては、土地区画整理法では行政不服審査法の規定を準用すると定められております。このことから、意見書において口頭陳述の申し立てがあった場合は行政不服審査

法の「口頭で意見を述べる機会を与えなければならない」との規定を準用することになります。

次に、意見書の審査につきましては、さいたま市長が付議者となります。平成15年2月12日に開催されました第183回埼玉県都市計画審議会にて、付議者が市町村長である議案の調査審議にあたっては、当該市町村長またはその委任を受けた者を出席させて議案の説明をさせることとすると御決定いただいておりますので、さいたま市が本事業の概要と経緯を説明いたします。

○さいたま市都市整備部長（野沢）　さいたま市都市整備部長の野沢でございます。よろしくお願いいたします。それでは、本事業の概要と経緯について御説明申し上げます。

本地区は、大宮都心部より西方約4kmのさいたま市北西部に位置しており、地区の北側に接してJR川越線が東西に通過し、地区中心から東方の日進駅から約2.5km、西方の指扇駅から約1.5kmの地点に位置する面積約29.9haの区域でございます。地区の状況につきましては、旧来からの農家住宅が多く、田畑が多く存在しておりますが、一方ではミニ開発等による基盤整備が伴わない無秩序な開発が進み、生活環境の低下や防災上の支障を来している状況でございます。また、住民の請願であります新駅につきましては、平成16年2月に国土交通省からJRに対し設置が認可されたことから新駅予定地付近には住宅の乱立が目立つようになりました。そこで、乱開発等を抑制できる総合的な整備が必要と判断し、平成16年4月に土地地区画整理事業の都市計画決定を行い、事業計画の案を平成16年11月2日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、7通7名の方から意見書の提出がございました。

以上でございます。

○幹事（市街地整備課長）　「その他の案件資料」の5ページを御覧ください。うち1名の方の意見書には口頭意見陳述したい旨記載されておりますので、先ほど御説明いたしましたとおり、行政不服審査法の規定を準用して、意見書の審議に先立ち口頭陳述を実施いたします。

次に、口頭陳述の実施方法につきましては、「その他の案件資料」の3ページの「口頭陳述の実施案」と併せスクリーンを御覧いただきたいと存じます。口頭陳述の実施方法につきましては、三つの案が考えられます。まず、「案の1」といたしましては埼玉県都市計画審議会において直接聴聞する方法、「案の2」といたしましては埼玉県都市計画審議会の委員数名が聴聞する方法、「案の3」といたしましては埼玉県都市計画審議会の幹事である市街地整備課長が聴聞する方法でございます。この「案の1」から「案の3」の方法のうち、どの方法で実施するか御審議をお願いするものでございます。

なお、参考までに、口頭陳述の事例は、平成7年度から今年度までの10年間に6回行われております。すべて「案の3」の方法で幹事が行っております。

以上です。

○議長（嶋田）　ただいまの幹事及びさいたま市の説明に関して御意見、御質問がございましたら御発言をいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○竹並委員 今まで何回か「案の3」で行ったようですが、その結果特にトラブルもなく、順調におさまったのかどうか。もしこの人が幹事では嫌だというような拒否権ができるのかどうか、この辺についての説明をお願いします。

○幹事（市街地整備課長） 今まで口頭陳述行った中で、特に幹事が行ったことに対して不満というものは出ておりません。

それと、あともう1点でございますけれども、基本的には都市計画審議会で決まった内容に基づいて口頭陳述を実施するものでございますので、それに対しての不満があった場合においても、その方法で決められたものであるということを十分説明して実施していきたいというふうに考えております。

○竹並委員 理解していただくようにしっかりやってください。

○議長（嶋田） よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。口頭陳述の実施方法につきましてお諮りをいたしたいと思っておりますが、事務局の提案の「案の3」、幹事である市街地整備課長が聴聞する方法につきまして、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（嶋田） よろしいですか。それでは賛成全員でございますので、幹事である市街地整備課長が聴聞する方法で決定をいたします。その内容を報告することをお願いしたいと思います。

以上をもちまして、本日の議案は終了いたしました。

御決定いただきました審議事項につきましては、私から知事に速やかに答申いたしますので、御了承願います。

最後に幹事から、長期未整備都市計画道路の見直しガイドライン（案）につきまして報告したいとのことでございますので、これを許可いたします。幹事、御報告願います。

○幹事（都市計画課長） 長期未整備都市計画道路の見直しガイドライン（案）につきまして御報告をさせていただきます。

お配りしました資料は、右上に「報告資料」とあるものと「説明資料」とあるものと2点ございます。「説明資料」に基づいて御説明させていただきます。

昨年12月の都市計画審議会におきまして本ガイドラインの素案について御報告をさせていただきましたが、その後、1月21日に最終となります第5回検討委員会を開催し、ガイドラインの案として取りまとめたところでございます。また、2月初旬には学識経験者への報告を行うとともに、市町村へ意見照会を行っているところでございます。

素案からの変更点でございますが、「定期的な見直しの実施」について明記することといたしました。あと、細かな文言やレイアウト等の修正を行っておりますが、素案でお話しした内容と大き

な変更はございません。

今後の予定でございますが、2月議会の県土整備委員会に報告いたしまして、3月にはガイドラインを策定する予定でございます。17年度には、このガイドラインに基づき、県と市町村が連携して県内一斉に道路の必要性を再検証し、「見直し候補路線」を選定するとともに、その結果を公表する予定でございます。

また、平成18年度以降「見直し路線」を選定し、順次、都市計画の手続を進める予定でございます。

都市計画道路につきましては、整備主体が国、県、市町村に分かれておりますので、見直しの作業に当たりましても、相互に十分連携、協力し、円滑に進めるよう努めてまいりたいと思っております。

以上で報告を終わりにいたします。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（嶋田） ただいまのガイドライン（案）の幹事の説明に関しまして御質問ございますか。

〔「意見」と言う者あり〕

○議長（嶋田） どうぞ。

○竹並委員 せっかく道路関係も総合的に見直す時期が来ていて、いろんな意味でチェック体制、数値によってチェックができるような流れもできているわけですから、何十年も手がつかずとか中途半端な都市計画も随分あるかと思うので、せっかくの機会ですから是非ひとつ、きちっと本格的に対応していただいて、すっきりした形で優先順位がついたものをやれるようにしてほしいなと思います。

○議長（嶋田） よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（嶋田） 他にございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（嶋田） よろしいですか。

それでは、事務局何かございますか。

○幹事（県土整備部長） 県土整備部長の小沢でございます。第192回の都市計画審議会の終了に当たりまして、ひとこと御礼のごあいさつをさせていただきます。

本日の192回審議会の終了によって、平成16年度といたしましては最後の審議会ということになります。今年度4回、合計47件の議案につきまして御審議をいただきました。嶋田会長さんを初め各委員の皆様方におかれましては、慎重かつ御熱心に御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。改めまして厚く御礼を申し上げます。おかげさまで、県内各地域における都市計画を順調に進めることができました。

今お配りした組織のところでございますが、おとといですか、正式に県内の組織が改正になるこ

とになりました。平成17年の4月1日付で県土整備部が新たに県土整備部と都市整備部というところに分かれてございます。現在事務局を担当しております都市計画課につきまして、4月1日以降、都市整備部というところに所属をするわけでございます。いずれにいたしましても、4月以降、両部で連携をして引き続き都市計画行政の推進に尽力してまいりたいと思っておりますので、委員の皆様方におかれましても御指導賜りますようよろしくお願いいたします。

終わりにですが、今年度最後の御礼ということでさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（嶋田） 以上をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

御協力、大変ありがとうございました。

○事務局 委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり、また熱心な御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして、本日の審議会は終了といたします。

どうもありがとうございました。

午後3時35分 閉 会